

光市記者発表資料

令和3年4月20日

件名

市税等の納付におけるスマートフォンアプリ決済の導入について

内容

令和3年4月1日より、市税および保険料の新たな納付方法として、スマートフォンアプリ決済を導入し、より便利に納付していただけるようになりました。

1 利用できるもの ※普通徴収のみ
個人市県民税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割) 国民健康保険税
介護保険料 後期高齢者医療保険料

2 利用できるスマートフォンアプリ
PayPay請求書払い LINE Pay請求書支払い au PAY(請求書支払い)
PayB 楽天銀行コンビニ支払サービス 銀行Pay(ゆうちょPay等)

3 納付方法
お持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードし、初期登録を行います。
アプリを開いて納付書のバーコードを読み取り、決済します(アプリにより、事前にチャージした残高から振り替える方法と、指定した銀行口座から即時引き落としを行う方法があります)。
※詳しい利用方法については、光市や各アプリのホームページをご覧ください。

4 注意事項
・バーコードがない納付書、コンビニ取扱期限を過ぎた納付書は使えません。
・領収書、軽自動車の継続検査(車検)用納税証明書は発行されません。
・納付書1枚ごとに決済が必要です。
・アプリにより利用可能限度があります。
・決済後も手元に納付書が残るため、コンビニ店頭などで二重に払われないようご注意ください。

問合せ

担当課 光市市民部収納対策課収納係

担当者 石松 晴美

電話 (0833)72-1447